

市税等の徴収体制の強化・行政サービスの制限措置

三重県亀山市

人口：46,670 人

面積：190.91 km²

取組の概要

平成 14 年 8 月に、亀山市滞納整理調査委員会を設置し、「徴収体制の強化」と「行政サービスの制限措置」についての施策の検討を進め、平成 15 年度から納税等整理強化組織を設置するとともに、平成 16 年度には、「亀山市市税等の滞納者に対する行政サービス制限の措置に関する条例」を制定した。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 市税をはじめとした未収金は、年々増加の一途をたどっており、このまま市税等の滞納を放置しておくことは、納付義務の履行における市民の公平感をますます阻害し、納付に対する意欲を失うことにつながり、健全な行財政運営に支障を生じかねない。
- ・ このため、平成 14 年 8 月に亀山市滞納整理調査委員会を設置し、委員会内のワーキンググループにおいて、「徴収体制の強化」と「行政サービスの制限措置」について、先進地視察を実施の上、調査検討し、その結果を委員会へ報告した。
- ・ 委員会において、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、徴収体制の強化を図り、厳正な滞納整理を行うこと、さらには、納付に対して資力がありながら、誠実性を欠く者に対し、納付を促進するための特別措置を講ずることを決定し、市税等の納付に対する市民の信頼を確保するとともに、健全な行財政運営を目指すこととした。

2 取組の具体的内容

市税（国民健康保険税を含む）、保育園保育料、市営住宅家賃及び下水道料金等（公共下水道使用料・公共下水道受益者負担金及び分担金・農業集落排水処理施設使用料）の滞納者に対して、次の取組を実施している。

(1) 徴収体制の強化

① 亀山市滞納処分等判定委員会

- ・ 弁護士、国税徴収経験者等専門家を委員に迎え、関係室の高額・困難案件の滞納処分等、滞納整理に関する事項について、毎月 1 回程度開催し、滞納処分方針について適切な指導及び判定を行う。

② 滞納整理機動班

- ・ 2 室以上の重複滞納者については、滞納額にかかわらず一元管理によって徴収事務の効率化を図る

③ 市民部収納対策室

- ・ 国税徴収経験者を収納指導員、銀行 OB を財産調査のため嘱託職員として配置するとともに、証明業務を移管、専門研修の参加等により職員の専門化を図った。
- ・ 国税徴収経験者は、判定委員会案件の進行状況に応じた相談、滞納処分の手続き、処分方針について、随時個別に相談に応じるとともに、その他、課税部門の相談、滞納整理マニュアルの作成等を業務としている。
- ・ 銀行OBは、預金及び不動産の財産調査のほか、催告文書送付事務等を業務としている。
- ・ なお、関係室との連携について、1 つの室の窓口に来庁があった場合、滞納が重複している室に連絡し、納付相談等にあたることとしている。
- ・ 滞納処分については、必要に応じて判定委員会に相談し、関係室で連携して滞納処分等にあたっている。
- ・ なお、重複案件については、税情報を扱う関係で、関係室の担当も徴税吏員に任命している。

(2) 行政サービスの制限措置

- ・ 市が単独で行う行政サービスの申請時点で滞納がある申請者のうち、納付に対して資力がありながら、誠実性を欠く者に対して制限措置を執ることができることとしている。
- ・ 制限対象サービスは、「普通財産の払い下げ」、「生ごみ処理容器の購入者に対する補助金交付」等、22 項目としている。

3 取組の効果

- ・ 市税については、滞納繰越金徴収額（国民健康保険税を除く）が年々増加した。（平成 16 年度約 1 億 8 百万円、平成 17 年度 1 億 3 千 5 百万円、平成 18 年度についても、前年度を上回る見込みである。）
- ・ 滞納繰越分の徴収率は、平成 16 年度 12.07%、平成 17 年度 19.24%と増加している。
- ・ 重複案件について、各課が連携して滞納整理に取組み、一定の成果を得られた。
- ・ また、行政サービスの制限措置については、条例施行後、行政サービス申請時に完納した者、分納誓約をした者がいるなど、一定の成果が得られている。
- ・ なお、平成 18 年 8 月には、サービス制限を 1 件実施した。

4 取組中の課題・問題点

(1) 徴収体制の強化

- ・ 滞納整理機動班で重複案件の滞納者が、窓口に来庁したときの、他部署への連絡等が、徹底されていないため、総括して納付交渉ができないケースがあることから、機動班連絡会議において徹底するよう指示している。

(2) 行政サービスの制限措置

- ・ 行政サービスの申請から滞納対象科目の確認については、関係部署に回覧して確認を行っているので、時間を要する。申請者に対する迅速な対応が課題となっていることから、今後は、とりまとめ部署に権限を持たせ、端末で確認する等迅速化を図りたい。

5 住民の反応・評価

- ・ 滞納整理の強化により、市民の期限内納付、分割納付の履行等納税意識の向上が見られる。
- ・ 条例施行以来、市民からの苦情等はなかったが、納税等の促進及び市税等の納付に対する公平・公正が確保されたとの声は寄せられている。

6 今後の課題

(1) 徴収体制の強化

- ・ 重複案件について、各室が連携して滞納整理に取組め、一定の成果を得られたが、重複案件以外の各室個別案件については、滞納整理専門部署がないため、滞納整理が進んでいないことから、収納業務の一元化等、その体制強化が必要となっている。

(2) 行政サービスの制限措置

- ・ 税負担の公平性という観点から、新規サービスの発生等による制限対象サービスの項目及び滞納対象科目の追加について今後検討して行きたい。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 財源の確保のため、徴収体制の強化とともに行政サービス制限条例を実施しという複数の政策をとったことで、財源の確保と市民に対する公平・公正感が確保できたと考えている。
- ・ 各地方自治体においても、財源確保に向けすでに個別具体的に取り組まれていると思うが、参考にさせていただけるのであれば幸いである。
- ・ なお、税情報等の個人情報の取り扱いについては、言うまでもなく担当職員に権限を必ず与える等取り扱いには十分ご配慮いただきたい。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.city.kameyama.mie.jp/>

担当部署：市民部収納対策室